

会社設立後の諸手続

Question 5

Question 4でご質問させていただいた者です。

この度、資本金1,000万円の株式会社を設立し、個人で営んでいた美容院を会社で営むことになりました。
会社設立後、行わなければならない税務上の諸手続にはどのようなものがあるか教えて下さい。

Answer

会社設立後、行わなければならない税務上の諸手続について、順を追って説明します。

(1) 法人設立時の届出関係

会社を設立した場合には、一定の期間内に税務署・都道府県税事務所・市町村役場に対し、法人設立関係の届出書を提出しなければなりません。

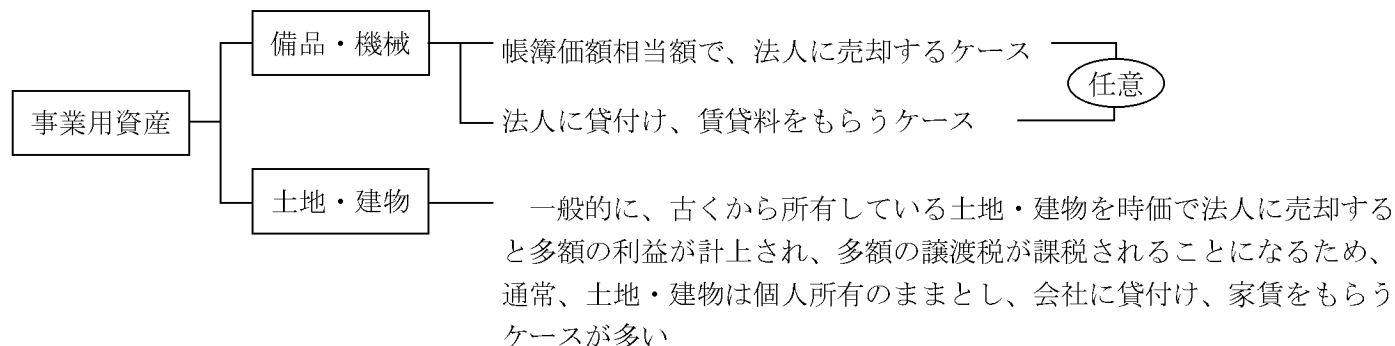
それをまとめたものが次の表です。

提出先	提出書類	添付書類等	提出期間
税務署	設立届出書	<ul style="list-style-type: none"> 定款の写し 登記簿謄本 株主名簿の写し 設立当初の貸借対照表 本店所在地の略図等 	設立登記の日から2ヶ月以内
	青色申告の承認申請書		最初の事業年度終了の日の前日又は、設立の日から3ヶ月を経過した日の前日のいずれか早い方の日
	給与支払事務所等の開設届出書		事務所開設日から1ヶ月以内
	源泉所得税の納期の特例の申請書 ※給与等の受給者が常時10人未満の場合 1～6月分 → 7/10 7～12月分 → 1/10 又は 1/20		特例を受けようとする法定納期限の前々月末日
道府県市町村	設立届出書	<ul style="list-style-type: none"> 定款の写し 登記簿謄本 株主名簿の写し等 	

(2) 事業用資産の引き継ぎ

個人事業を法人に引き継いだことにより、個人の事業用資産も法人に引き継ぐ必要があります。

その基本的な流れは次の通りです。



(3) 役員報酬の決定

役員報酬の金額は株主総会及び取締役会で決められ、それぞれ株主総会議事録・取締役会議事録を作成します。

また、役員報酬の金額は原則として毎月定額とし、利益操作のために年の途中で増額することはできませんので、毎月支払う役員報酬の額を予め決めておく必要があります。

金額を決める一つの考え方として、個人事業から法人成りした人の場合には、事業所得の金額を12月で除した金額を毎月の役員報酬とします（ご質問者の場合には、1,000万円 ÷ 12月 = 80万円）。

会社を設立し、新たに事業を開始しようとする場合には、生活費として最低限必要な金額・設立1期目の利益目標等、各種事項を検討の上、総合的に金額を決めることになります。

(4) 申告・納付

個人事業の場合には、毎年1月1日から12月31日の1年間の所得について翌年の2月16日から3月15日の間に確定申告を行ない、所得税を支払うことになっています。

これに対し、会社の場合には決算後2ヶ月以内に申告及び納税の手続きをとります。

例えば、3月決算の会社の場合には5月31日までに申告及び納税を行ないます。

